

1. 「コーポレートガバナンス・コード」による十分な監査期間の確保の要請

株式会社東京証券取引所は、「日本再興戦略」改訂2014」を受けて「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が取りまとめた「コーポレートガバナンス・コード原案」(2015年3月5日)に対応し、「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を公表(2015年6月1日)している。

「コーポレートガバナンス・コード」は、上場企業が守るべき行動規範を示した企業統治の指針であり、その中の【原則3 - 2. 外部会計監査人】では、外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきとされており、以下の対応が要請されている。

これに対して、日本公認会計士協会では、会長声明を発出し、監査人に対してコードの要請について適切な対応を行うよう求めている。

「日本再興戦略」改訂2014

コーポレートガバナンス・コード

「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(2015年6月1日) 抜粋

【原則3 - 2. 外部会計監査人】

補充原則 3 - 2

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- () 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- () 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
- () 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- () 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

日本公認会計士協会 会長声明

「コーポレートガバナンス・コードの適用開始に当たって」
(2015年5月15日) 抜粋

本会ではこれまで会員各位に対して、十分な監査時間、監査日程の確保等、監査品質の向上及び監査環境の改善に向けた対応を要請してきたが、コードが求める対応は正にこれらを確保する内容となっている。 監査人である会員各位におかれては、この原則に基づく会社の取組を踏まえ、株主・投資家に対する監査人の責務を十分に認識した上で改めて監査業務に向き合う必要がある。

「公認会計士監査の信頼回復に向けて」(2015年12月22日) 抜粋
監査チームにおいては十分な討議と知識等の共有が図られメンバーがそれぞれの役割を果たしているかを改めて確認し、コーポレートガバナンス・コードが謳う高品質な監査の実施とこれを実現するための十分な監査時間を確保することを要請する。

2. 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言による十分な監査期間の確保の要請

金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」が公表した提言「 - 会計監査の信頼性確保のために - 」(平成28年3月8日)は、会計監査を取り巻く環境の変化や最近の不正会計事案の要因等を踏まえ、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについて、幅広く行った議論を取りまとめたものである。提言では、講ずべき取組みとして、5つの柱に整理の上、具体的な施策が記載され、会計監査に関わる関係者が、これらの実現に取り組むことを求めている。この中で、「会計監査の信頼性確保のための取組み」として、高品質な会計監査を実施するための環境の整備について以下のとおり述べられている。

これに対して、日本公認会計士協会では、会長声明を発出し、監査人に対して提言の趣旨を十分に理解し適時に適切な対応が可能となるように準備することを求めている。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

会計監査の信頼性確保のために「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

(2016年3月8日) 抜粋

・会計監査の信頼性確保のための取組み

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

(1) 企業の会計監査に関するガバナンスの強化

監査役会等及び取締役会において、十分な監査時間や監査人から経営陣幹部へのアクセス、監査人と企業との十分な連携等を確保するための適切な態勢整備に取り組むことが求められる。

日本公認会計士協会 会長声明

「金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を受けて」

(2016年3月8日) 抜粋

会員においては、職業的懐疑心を十分に発揮し、真摯に監査業務に取り組むことはもちろんのこと、提言の趣旨を十分に理解の上、今後の議論を注視するとともに、適時に適切な対応が可能となるように、あらかじめ準備を進めることを期待する。

高品質な監査の実施とこれを可能とする十分な監査期間(監査時間)の確保が強く求められている。